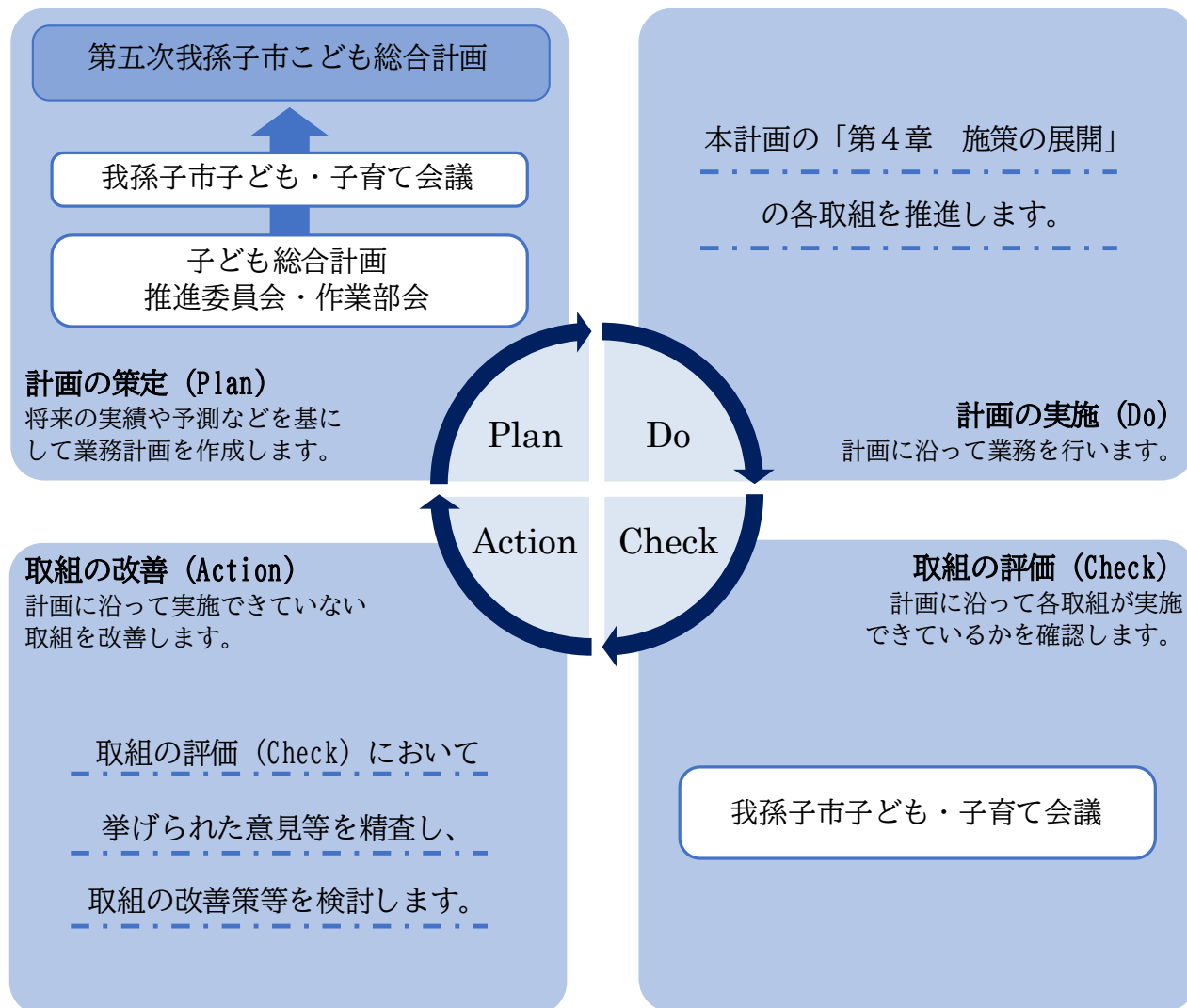


## 第5章 計画の推進



# 1 計画の推進体制

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。



# 2 計画の進行管理と評価

本計画を推進するために131事業（3給付を含む）を掲載しています。掲載事業のうち、子ども・子育て支援事業計画とは別に、基本目標を達成するために目標値を設定し、計画的に推進する事業を重点事業とします。

本計画は、市民、学識経験を有する者、子ども関係団体に属する者等からなる「我孫子市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価を行います。

なお、第4章に掲載している子ども・子育て支援事業においては、国の指針に応じて中間年である令和9（2027）年度に事業の量の見込みや確保方策等を検証し、計画値と実績値の乖離が大きい場合は、計画値の見直しを図ることとしています。

計画の進捗状況や評価は、「我孫子市子ども・子育て会議」の審議を経た後、市ホームページ等を通じて市民に公表します。

### 3 子ども・若者・子育て当事者等からの意見聴取

---

こども基本法には、第3条において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、全てのこどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

また、こども大綱では、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の一つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととしています。こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者ととも社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

子どもの権利条約は、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利の主体であることを明確にしています。意見表明は、差別の禁止、生命・生存の権利、最善の利益と並ぶ原則の一つです。

これまで大人が中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、反映させることが求められています。

本市でも、それぞれの施策の目的等を踏まえ、子ども・若者や子育て当事者からの意見聴取を推進し、施策への反映やフィードバックの方法を検討します。また、様々な手法・場面で意見を聴く取組を繰り返す中で、子ども・若者がさらに意見表明をしたくなる好循環をつくることを目指します。

### 4 こども・子育て支援事業債

---

地方公共団体がこども未来戦略に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6（2024）年度に「こども・子育て支援事業債」が創設されました。

本計画におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）にあたっては、こども・子育て支援事業債の活用も検討します。

